

## 教員免許更新制とは

### 目的

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇にたち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

### 基本的な制度設計について

教員免許状を有効な状態で保持するためには、有効期間満了日又は修了確認期限の2年2か月前から2か月前までの2年間に大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了した後、免許管理者（都道府県教育委員会）に申請する必要があります。また、有効期間の延長又は修了確認期限の延期、講習の受講免除が可能な事由に該当する場合、免許管理者（都道府県教育委員会）に申請することにより、有効期間の延長又は修了確認期限の延期、講習の受講免除が可能な場合があります。

### 受講対象者について

教育職員免許法等に定める教員免許状更新講習の受講対象者は、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則等に定められています。

本年度の受講対象者に該当するかどうかについては、各受講者の責任において文部科学省のホームページ等でご確認ください。